

# 第1章 総 則

## 第1節 港湾の分類

港湾は、港湾法では以下のように区分されている。

- 「特定重要港湾」 重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾  
(仙台塩釜港 [ 仙台港区・塩釜港区 ])
- 「重要港湾」 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾,その他の国の利害に重大な関係を有する港湾  
(石巻港)
- 「地方港湾」 重要港湾以外の港湾  
(松島港,女川港,荻浜港,表浜港,雄勝港,金華山港,気仙沼港,御崎港)
- 「避難港」 暴風雨に際し小型船舶が避難のため,てい泊することを主たる目的とし,通常貨物の積卸又は旅客の乗降の用に供せられない港湾  
(雄勝港)
- 「56条港湾」 港湾区域の定めのない港湾で,都道府県知事が水域を公告した港湾  
(宮城県では該当なし)

## 第2節 港湾の範囲

港湾は水域と陸域に二分され、その区域構成は以下のとおりである。

### 港湾区域

経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域について、国土交通大臣又は都道府県知事が港湾管理者に対して認可した水域

### 臨港地区

港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法第三十八条の規定により港湾管理者が定めた地区

臨港地区は、構造物その他の構造物の用途を規制するため、その地域を分区に区分することができ、港湾管理者がこれを指定する。

(分区の種類)

分区名称	説明
商港区	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
工業港区	工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
鉄道連絡港区	鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域
漁港区	水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
バンカー港区	船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域
保安港区	爆発物その他の危険物を取り扱わせる事を目的とする区域
マリーナ港区	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
修景厚生港区	その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

宮城県内の臨港地区は、仙台塩釜港(塩釜港区)において保安港区が、石巻港において、商港区、工業港区、漁港区、修景厚生港区がそれぞれ指定されている。

### 港湾隣接地域

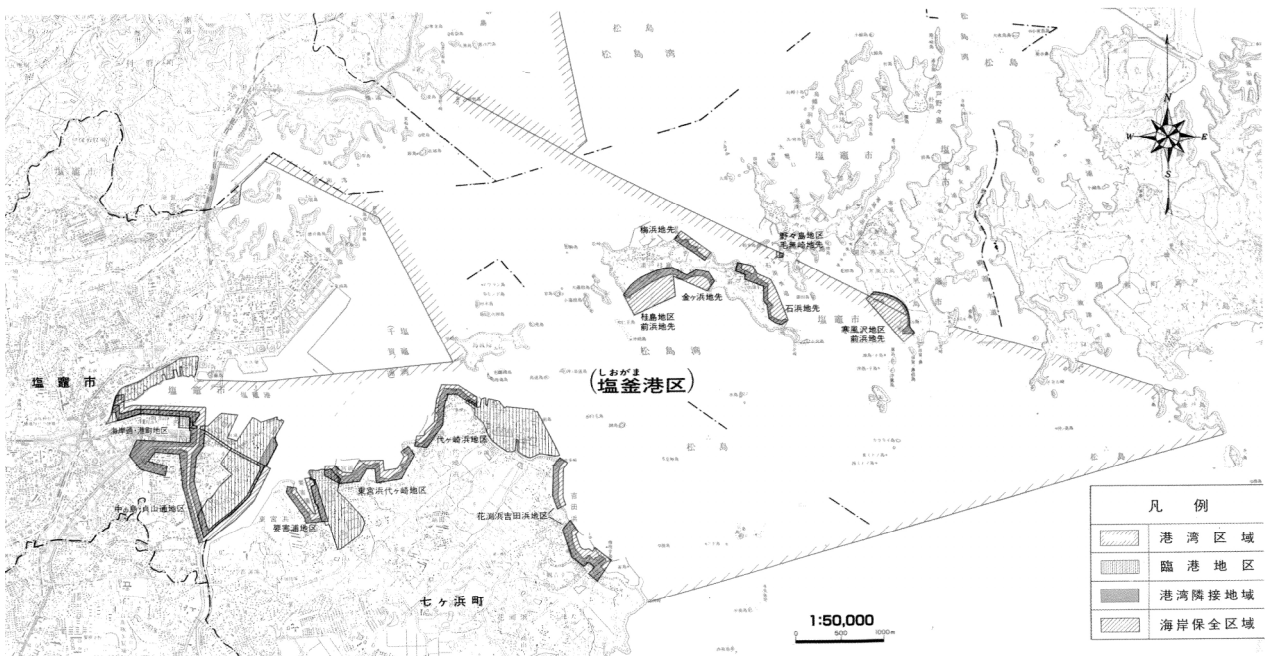
水域である港湾を保全し，水域にある港湾施設を維持し，港湾の背後地を保全するために，港湾管理者が指定した地域

### 海岸保全区域

津波，高潮，波浪，その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するために，都道府県知事が防護すべき海岸として指定した区域

(注：海岸保全区域は海岸法に基づき指定されたものである)

宮城県内の港湾及び港湾海岸の指定範囲は港湾関係例規集を参照すること。



参考図 - 仙台塩釜港（塩釜港区）の区域指定

### 第3節 港湾施設の種類

港湾施設とは、実体的には「港湾の成立又は港湾機能の発揮，補充に必要な人為的工作物」をいうものと解されるが，具体的には港湾区域及び臨港地区に存在する以下の諸施設をいう。

港湾法第2条第5項で定められている港湾施設は以下のとおりである。なお，港湾区域及び臨港地区内以外のものについても，国土交通大臣が港湾管理者の申請によって認定した物は港湾施設とみなすこととなっている。（港湾法第2条第6項）

水域施設	航路，泊地及び船だまり
外郭施設	防波堤，防砂堤，防潮堤，導流堤，水門，閘門，護岸，堤防，突堤及び胸壁
係留施設	岸壁，係船浮標，係船くい，棧橋，浮棧橋，物揚場及び船揚場
臨港交通施設	道路，駐車場，橋梁，鉄道，軌道，運河及びヘリポート
航行補助施設	航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設，照明施設及び港務通信施設
荷さばき施設	固定式荷役機械，軌道走行式荷役機械，荷さばき地及び上屋
旅客施設	旅客乗降用固定施設，手荷物取扱所，待合所及び宿泊所
保管施設	倉庫，野積場，貯木場，貯炭場，危険物置場及び貯油施設
船舶役務用施設	船舶のための給水施設，給油施設及び給炭施設（港湾役務提供用移動施設を除く。），船舶修理施設並びに船舶保管施設
港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設，公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸，廃棄物受入施設，廃棄物焼却施設，廃棄物破碎施設，廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（港湾役務提供用移動施設を除く。）
港湾環境整備施設	海浜，緑地，広場，植栽，休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設

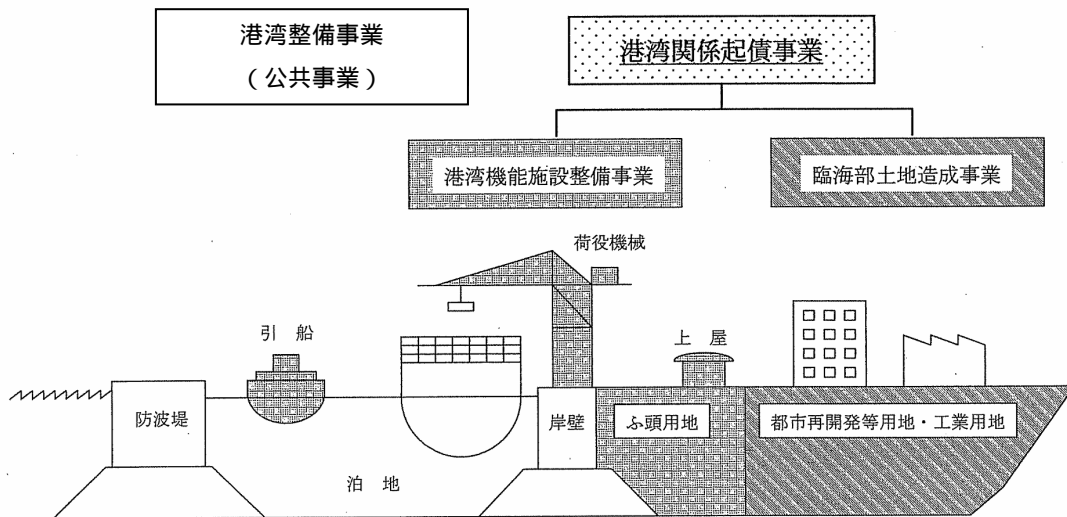
港湾厚生施設	船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所，診療所その他の福利厚生施設
港湾管理施設	港湾管理事務所，港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（港湾管理用移動施設を除く。）
港湾施設用地	前各号の施設の敷地
移動式施設	移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
港湾役務提供用移動施設	船舶の離着岸を補助するための船舶，船舶のための給水，給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
港湾管理用移動施設	清掃船，通船その他の港湾の管理のための移動施設



参考図 - 代表的な港湾施設（石巻港）

## 第4節 港湾事業の概要

港湾整備の概念図



### 港湾整備事業（公共事業）

外郭施設，係留施設，水域施設などの施設を補助事業や交付金事業で実施する事業  
起債事業

#### 1) 港湾機能施設整備事業（機能債）

港湾整備事業（公共事業）による岸壁，物揚場，航路及び泊地等の港湾の基本施設の整備に併せて，港湾の機能を発揮させるために必要な上屋，荷役機械，引船，埠頭用地，貯木場，港湾機能支援施設の整備を行うものである。

#### 2) 臨海部土地造成事業（臨海債）

造成地を港湾関連用地，都市機能用地，交通施設用地，製造業用地等として利用する目的で海面を埋め立てあるいは用地を買収する方法により臨海部に土地を造成する事業である。